

第 2 号

平成19年3月 発行

◆編集発行◆

射水市農業委員会

電話 82-1961



農政改革と農地制度の見直しに思う

射水市農業委員会

会長 門田博信

農政改革の要である米対策のあるべき姿を模索しながら、色々な取組みが行われている。

特に、「経営所得安定対策」の実施概要が決まり、今まで講じられてきた米の生産調整支援策が大幅に見直され、19年産から実施される品目横断的経営安定対策との整合性を図りつつ統廃合され、実施されることとなった。

これまでの産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策、集荷円滑化対策は、新たな産地づくり対策に統合された。今までは米の生産調整実施者を対象とし、円滑に生産調整を実施するための対策であったが、統合後は担い手（認定農業者・団体）に集中して、農業の構造改革を進める対策となった。

米の需給調整についても、農業者、農業団体が中心となり、市場の動向を踏まえながら、自らの販売戦略に基づいて、実施されるようになった。

こうした農政改革を実現するためには、農業の生産基盤である農地について、利用の安定を図ることが不可欠であり、そのためには、農地制度に関わる法令、予算、税制など政策全般を対象とする見直しが必要ではないかと思う。

このことについては農水省も残された大きな農政問題と位置付け検討されていると聞いているが、農政改革と同じレベルで検討、構築されるべきではなかろうか。

農業者の高齢化によるリタイヤや、農地相続による細分化・不在地主の増加等、農地の利用調整に色々の問題が生じている。農業委員等の皆さんが仲介役となり集落・地域で話し合いが行われているが、大変苦勞されている。

そこで、農地制度の今後のあり方や方向等、検討されている主な事項について、農地制度有識者検討会の議論から見てみたい。（全国農業会議所による検討会メモより）

1. 農地法を中心とする農地制度について

農地について他の土地と異なる規制を行っている農地法等の再検証が必要ではないか。また、農地の公共財としての理由付け及び一般的な土地と農地との違いを明確にすることが必要ではないか。

2. 農地の利用実態を把握・管理する措置を制度として確立することについて

農地の所有と利用実態を把握するシステムの整備や管理と、効果的な利用を図るための基本台帳の法定化が必要ではないか。

3. 認定農業者等の担い手の確保と農地利用の促進について

経営体の確保と利用集積の調整を図るための制度、仕組み及び土地整備にかかる償還金、賦課金、小作料について、また基盤強化促進法に基づく利用権の設定について検討する必要があるのではないか。

4. 農業リタイヤによる農地相続と農業経営の継承について

市外に在住される農地所有者を効果的に調査できる制度を作る必要がある。所有者の所在が明らかにならない場合に、適正管理、有効利用のための制度的措置及び借地型経営の円滑化を図るための利用権設定方法の検討も必要であるなどの視点で検討されていると言われている。

農政大改革の要は農地制度の改革にあると考える。射水市農業の改革に今後も一層の努力が必要であると思う。

農業委員会活動の紹介

農地パトロールで無断転用、 遊休農地を厳しく監視

射水市農業委員会では、平成18年11月21日(火)に農業委員及び事務局職員により、農地パトロールを実施しました。

新湊地区3ヶ所、小杉地区3ヶ所、大門地区2ヶ所計8ヶ所を回り、現場の農地の利用状況を確認しました。



農地パトロールのねらい

農地の公的管理主体である農業委員会の役割として、特に農地の荒廃・乱開発を防ぎ、優良農地を守るための適正な農地行政の執行、農業的利用と地域活性化のための市民的・非農業的利用との調整等地域レベルにおける優良農地の確保とその有効利用に向けた取組みの強化が重要になっています。

このため、「農地と担い手を守り活かす運動」の一環から農地パトロールを実施し、

- ① 遊休農地の把握と解消対策
- ② 農地の無断転用防止対策

について、重点的に取り組んでいるところです。



今後の対策について

無断転用や遊休農地の実態を把握し、台帳の整備を図るとともに、その実態に応じた対策を講じていきます。

- ① 農用地区域内の優良農地に存在し、農地として利用が見込める耕作放棄地については、速やかに農地に戻すよう指導し、耕作できない場合は、認定農業者等に利用集積を図ります。
- ② 将来的に農地としての利用が困難な場合は、他の用途への転用を計画的に図ります。ただし、耕作放棄地にすれば、簡単に転用ができるという風潮にならないよう、土地利用秩序の確立を図ります。
- ③ 休耕田や耕作放棄地などに、ごみや産業廃棄物の不法投棄などが近年多発しており、農業者のみならず地域全体の問題になっており、農業委員会と他の部局とも連携しながら、監視体制を強化していきます。
- ④ 休耕田や耕作放棄地については、周囲の営農状況に害が及ばぬよう、草管理等を地元自治会と協力しながら徹底するよう指導します。



なくそう無断転用!! なくそう遊休農地!!

射水市農業委員会委員名簿

農地などの相談は農業委員に!




会長 門田博信

会長職務代理者 舟木康真

〈新湊地区〉

 安部忠允 (片口久々江) 〔片口岡〕	 佐伯洋作 (津幡江) 〔作道 (津幡江・今井・沖)〕	 奥野愉喜雄 (作道) 〔作道 (作道・野村・久々湊)〕	 島田秀雄 (七美) 〔七美 海老江〕
 宮本一男 (沖塚原) 〔塚原 (国道8号線南側)〕	 柴田助治 (殿村) 〔作道 (殿村・鏡宮・布目・高木)〕	 舟木康真 (朴木) 〔新湊・塚原 (国道8号線北側)〕	 吉岡博幸 (本江) 〔本江〕









〈大島地区〉

 宮腰清美 (中野) 〔大島 (中野・若杉・北野・西園・新町・常盤町)〕	 竹内勇三 (今開発) 〔大島 (今開発・本開発・新開発)〕
 源 春夫 (小林) 〔大島 (宮腰・竹内(勇)委員担当地区以外の地区)〕	

〈下地区〉

 小澤徳保 (加茂中部) 〔加茂〕	 熊西忠治 (摺出寺) 〔摺出寺 八講〕
 向井隆一 (白石) 〔白石 倉垣小杉〕	 芝田 隆 (下村三箇) 〔下村三箇〕

〈大門地区〉

 竹島孝一 (生源寺) 〔水戸田 (生源寺・市井・若林・竹鼻・開口・藤巻)〕	 中村藤一 (土合) 〔浅井 (土合・堀内・下条・土合北部)〕
 門田博信 (棚田) 〔二口〕	 小谷宗昭 (大門本江) 〔二口〕
 高橋美淑 (広上) 〔浅井 (広上・西広上・上条・島)〕	 沖 友則 (水戸田) 〔水戸田 (水戸田)〕
 中野正幸 (串田新) 〔櫛田 (新田・松原・宮新田・山ノ谷・大久保・竹原・梅木・荒町・円地)〕	 前田 進 (串田) 〔櫛田 (本村・牧田・西村・布目・小泉)〕

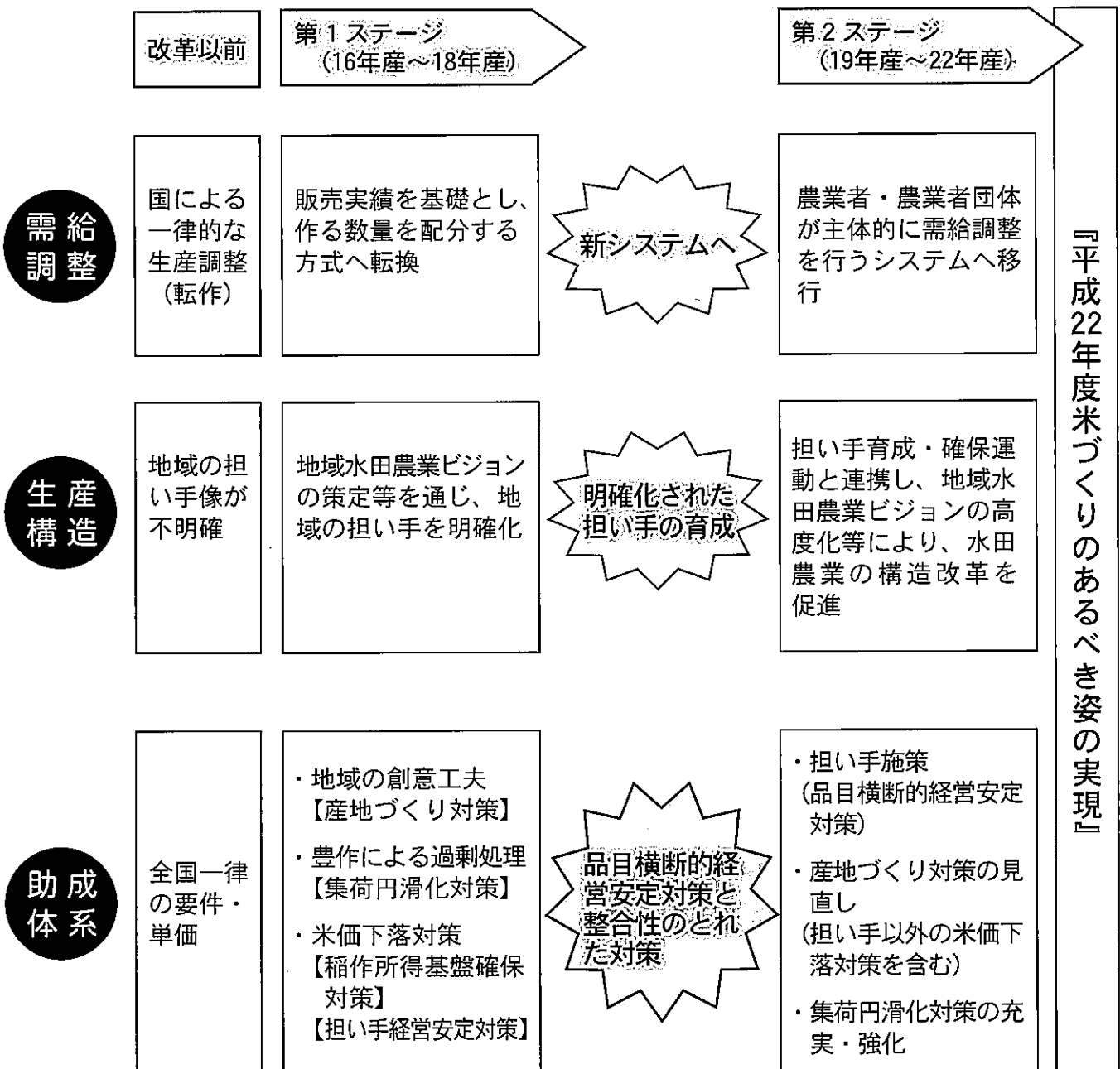
〈小杉地区〉

 横堀大輔 (上野) 〔橋下条・金山 (上野・平野)〕	 浦野 勉 (黒河新) 〔黒河〕
 京角義紀 (青井谷) 〔金山 (青井谷・宿屋・野手・浄土寺)〕	 松山宗則 (山本新) 〔池多〕
 水元睦雄 (西高木) 〔大江〕	 石黒勝三郎 (戸破) 〔戸破〕
 木村勝美 (大江) 〔大江〕	 竹内一夫 (三ヶ) 〔三ヶ〕

平成19年産から米政策改革は第2ステージに移行します。

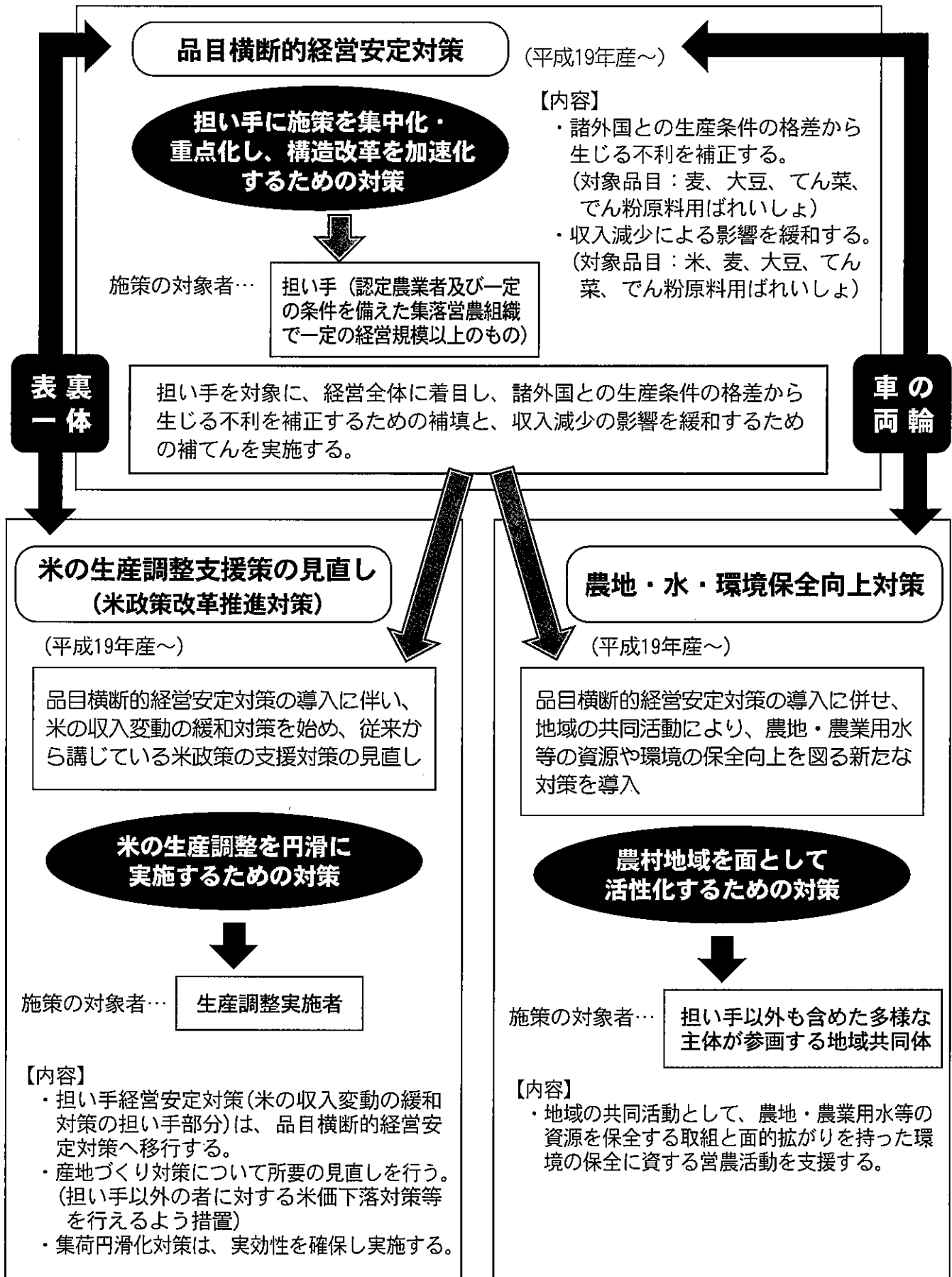
米政策改革については、米政策改革大綱（平成14年12月決定）に沿った形で、平成22年度までに「米づくりのあるべき姿」の実現に向けて、平成16年度から平成18年度までの3ヶ年に様々な取組みが進められてきました。

こうした中、経営所得安定対策等実施要綱（平成18年7月21日）において、平成19年産からの品目横断的経営安定対策が導入され、需要に応じた生産を促進し、水田農業の構造改革を進める観点から所要の見直しを行うとともに、同年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへの移行が決定されたところであり、米政策改革は第2ステージに突入しました。



経営所得安定対策等実施要綱関連施策の関係図

品目横断的経営安定対策を柱にして、米政策改革推進対策、農地水環境保全対策を一体的に実施していきます。



知っていますか？「農地の権利移動」

農地の売買・貸し借りには許可が必要です。

農地を農地として売買あるいは貸し借りをする場合には、農地法第3条の規定により、農業委員会の許可が必要です。

これは、資産保有や投機目的など「耕作をしない目的」による農地の取得を規制し、併せて、農地を効率的に利用できる人に委ねることをねらいとしています。

主な許可基準

次のような場合には、許可になりませんので、ご注意ください。

- ① 農地取得後の経営面積が50アール未満である。
- ② 自宅から、農地までの通作距離が20km以上である。
- ③ 申請者が農作業に常時従事すると認められない。
- ④ 小作地で、その小作人以外の者が取得する。

詳細につきましては、農業委員会事務局にお問合せください。



農地転用にも許可が必要です。

農地転用とは、農地を住宅や店舗、駐車場、資材置場などの用地に変更することです。

農地の所有者自らが転用する場合は、農地法第4条の許可が、農地未所有者が農地を買ったり借りたりして転用する場合は、農地法第5条の許可が必要です。

農地の所有者だからといって、自らの権限で農地以外のものにはできません。農地は食料の安定供給を図る上で重要な役割を担っていることから、良好な営農条件を確保しつつ、社会経済上必要な土地需要にも対応するため、農地転用許可制度が設けられています。

所在地、転用面積、転用目的などにより、許可できない場合がありますので、事前に農業委員会にご相談ください。

無断転用は罰せられます。

許可を受けず、無断転用などをした土地所有者又は事業者に対しては、原状回復命令や罰金等があります。(農地法第83条の2、農地法第92条)

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| ・許可を受けずに農地の転用を行った者 | 『3年以下の懲役又は300万円以下の罰金』 |
| ・偽り、その他の不正な手段により許可を受けた者 | 『3年以下の懲役又は300万円以下の罰金』 |
| ・工事の中止、原状回復などの命令に従わなかった者 | 『6月以下の懲役又は30万円以下の罰金』 |

※ 申請書は射水市ホームページ内、申請書ダウンロードに各種様式があります（カテゴリ農林水産業で絞り込むと早く表示されます）のでそちらをご覧ください。

新しい農業者年金に加入しましょう

農業者年金はメリットいっぱいの制度です

農業に従事する方は広く加入できます

国民年金の第1号保険者で、年間60日以上農業に従事する60才未満の方は、誰でも加入できます。農地を所有していない方や、家族従事者でも加入できます。

税制優遇(特例措置)でとってもお得です

支払った保険料の全額(毎年最大80万4千円)が社会保険料控除の対象となりますので、所得税・住民税の節税につながります。(支払った保険額の15%~30%が節税になります。なお、民間の個人年金保険料の控除額は最高で5万円)

農業者年金の財政運営は安定しています

将来の年金受給に必要な原資を、あらかじめ自分で積み立て、運用実績により受給額が決まる確定拠出金であるため、安定した財政運営ができます。

運用利回りの状況等に応じて保険料が引き上げられることはありません。

80歳までの保証付の生涯年金です

保険料納付期間が短くても、納めた保険料とその運用益に応じて農業者老齢年金が生涯支払われます。

もしも、80歳前になくなられた場合には、80歳までに受け取るはずであった将来の農業者年金の額を死亡時の現在価値に割り戻して、一時金としてご遺族に支給されます。

保険料は自由に選択できます

毎月の保険料は、20,000円を基本とし、最高67,000円まで1,000円単位で選択できます。

それぞれの経済的な状況や老後設計などに応じて保険料を自由に設定できます。

また、保険料額の変更も可能ですし、脱退も自由です。

担い手の皆様(認定農業者等)には一部国庫補助があります

認定農業者か認定就農者で青色申告をしている方は、保険料の一部が国庫から助成(政策支援)されます。

また、それらの方と家族経営協定を締結している配偶者や後継者も助成が受けられます。

一度は検討してほしい制度

農業者年金は、他の年金制度と比較して非常に有利な制度です。一般社会よりはるかに先を行く農村の高齢化を踏まえ、長期に安定し、運用面のメリットも大きいものがあります。何より、農業に意欲を持つ若い人を応援する政策支援(保険料の助成)という仕組みも用意されています。

一般の私的年金を利用する前に、まず加入を考えてみる価値のある年金だと思います。

(広報誌「のうねん」掲載記事より)

シンクタンク・ソフィアバンク副代表
藤沢久美さん



農業者年金の内容、加入手続き等の詳細については、JAいみず野、または農業委員会にお問い合わせください

◎ 標準小作料について

平成19年～平成21年水稲標準小作料(10アール当り)

区分	収量	標準額	
田	1	5 5 7 kg	1 5, 6 0 0 円
	2	5 4 7 kg	1 3, 4 0 0 円
	3	5 4 2 kg	1 2, 3 0 0 円
	4	5 3 7 kg	1 1, 2 0 0 円
	5	5 2 7 kg	9, 1 0 0 円
	6	5 1 7 kg	6, 9 0 0 円

- ※ 標準小作料については、水稲のみの策定を行なった。
- ※ この標準小作料は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの小作料とした。
このほか、土壌の肥沃度(収量)、ほ場の形状、畦畔等の草刈り面積等を勘案し貸し手・借り手双方が協議し決定するものとする。
- ※ 標準小作料の適用期間は、平成19年産分から平成21年産分までの3カ年を適用期間とする。ただし、著しい変動があった場合には、その都度見直しを行なうものとする。
- ※ 射水市全体の平均収量は、左記区分2である。
- ※ 標準小作料は、用水費・土地改良費(維持管理に要する経常的費用)を含めて算出している。

※ これまで適用地域を区分して標準小作料を設定していた新湊地区・小杉地区については次のとおり。

地区	地 区	標準小作料	備 考
新湊地区	塚原・作道・片口・七美・本江地区	1 2, 3 0 0 円	上記区分3
	新湊・海老江地区	9, 1 0 0 円	上記区分5
小杉地区	小杉(戸破・三ヶ・橋下条)・大江地区	1 1, 2 0 0 円	上記区分4
	金山・黒河・池多地区	6, 9 0 0 円	上記区分6

◎ 農作業標準料金・賃金について

(平成19年～平成21年)



区分	金額	備 考	
賃 金	一般作業	8, 5 6 0 円/1日	
	オペレータ作業	1, 5 4 6 円/1時間	
水 稲	トラクター	1 2, 2 0 0 円/10 a	耕起から代かきまでの一貫作業
	田 植 機	7, 2 0 0 円/10 a	苗委託者負担(苗運搬費含まず)
	側条施肥田植機	8, 6 0 0 円/10 a	苗、肥料委託者負担(苗運搬費含まず)
	コンバイン	1 9, 5 0 0 円/10 a	刈取り、脱穀(籾運搬費含まず)
麦	トラクター	1 1, 9 0 0 円/10 a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン	1 8, 1 0 0 円/10 a	刈取り、脱穀
大 豆	トラクター	1 4, 4 0 0 円/10 a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン	1 6, 1 0 0 円/10 a	刈取り、脱穀

- ※ この標準料金には消費税は含まれていない。
- ※ この標準料金は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当りの料金である。
- ※ 未整備田・変形田・倒伏田・遠距離田等、ほ場条件・作物条件で割増料金を、双方の話し合いの上、設定できる。
- ※ 標準料金の適用期間は、平成19年分から平成21年分までの3カ年を適用期間とする。ただし、農作業機械価格等、標準料金査定的基础となる重要事項に著しい変動があった場合には、その都度見直しを行なうものとする。